

再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つであると、日本弁護士連合会が指摘しているように、個人の尊重を最高の価値として掲げる日本国憲法の下では、無実の者が処罰されることは絶対に許されず、冤罪被害者は速やかに救済されなければならない。

近年、再審事件の動向に関する報道により、再審や冤罪被害に対する社会の関心が高まり、日本弁護士会連合会などから再審法の問題点が指摘されている。

再審は、誤判により有罪判決を受けた冤罪被害者を救済する再審制度については、刑事訴訟法に規定が設けられているが、再審イコール裁判のやり直しが決まるまで何十年とかかるなど、審理の長期化が指摘されており、冤罪被害者の救済は容易には進んでいない。

その要因として、刑事訴訟法に再審に関する規定がわずか19条しか存在しないという制度上の問題があり、70年以上にわたって一度も改正されておらず、再審請求手続に関する詳細な規定が存在しないために、個々の裁判体の裁量があまりにも大きいことが指摘されている。その中でも特に重要な課題として、①再審請求手続において証拠開示規定が存在しないこと。②再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより審理が極めて長期化していること。③再審請求手続における手続規定が整備されておらず、請求人の手続保障が十分になされていないことの3点が挙げられている。

このうち、再審請求手続における証拠開示については、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）の制定過程において、再審請求手続における証拠開示の問題点が指摘され、同法附則第9条第3項において、政府は同法の公布後、必要に応じて速やかに再審請求手続における証拠の開示等について検討するものと規定されているにもかかわらず、今なお制度化は実現していない。

については、国におかれては、冤罪被害者を迅速に救済するため、再審法改正に向けた議論を速やかに行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月21日

京都府精華町議会
議長 三原 和久

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣
官房長官